

運用報告書の適正性に関する確認書

2019年10月17日

株式会社東京証券取引所
代表取締役社長 殿

本店所在地	東京都港区南青山一丁目1番1号
不動産投資信託証券発行者名	コンフォリア・レジデンシャル投資法人 (コード: 3282)
代表者の役職・氏名	執行役員 (署名) 伊澤毅洋

本投資法人の執行役員である伊澤毅洋は、本投資法人の2019年2月1日から2019年7月31日までの第18期営業年度の運用報告書の提出時点において、当該運用報告書における投資法人の計算に関する規則（平成18年内閣府令第47号）第71条から第75条までの規定に基づく記載に関して不実の記載がないものと認識しております。

1. 本投資法人の仕組みについて

本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」といいます。）に基づき設立された投資法人です。本投資法人は、投信法に基づき、資産の運用、資産の保管その他投信法により第三者に委託しなければならないとされる業務を第三者に委託しています。本投資法人は、第18期決算期末時点において、資産の運用に係る業務等を東急不動産リート・マネジメント株式会社（以下「本資産運用会社」といいます。）に、資産の保管に係る業務、投資主名簿等管理事務並びに機関運営に関する一般事務を三菱UFJ信託銀行株式会社に、会計事務等に係る一般事務を税理士法人令和会計社に、投資法人債に関する一般事務を三井住友信託銀行株式会社、株式会社三菱UFJ銀行（以下「一般事務受託者」といいます。）にそれぞれ委託しています。また、本投資法人の会計監査人は、EY新日本有限責任監査法人です。

2. 資産運用報告の作成プロセス

第18期における資産運用報告は、一般事務受託者が作成した会計帳簿をもとに、当該資産運用報告の作成及び提出の業務の委託を受けた本資産運用会社にて、投信法等に規定された様式及び記載表現に従い、必要な情報を加味した上で原案を作成しております。また、記載内容については、必要に応じて法律事務所及び税理士法人による助言を受けるとともに、会計監査人の監査を受けております。

なお、作成された資産運用報告は、投信法第131条第2項の規定に基づき、2019年9月13日開催の本投資法人役員会にて承認されております。

3. 不実の記載がないと認識するに至った理由

- (1) 一般事務受託者により適切に作成、提出された会計帳簿及び本資産運用会社が保有する本投資法人に係る重要な情報等に基づいて、当該資産運用報告が作成されていることを確認していること。
- (2) 本投資法人の会計監査人である EY 新日本有限責任監査法人より、会計に関する記載内容について、投信法第 130 条に規定される会計監査を受け、その結果、重要な指摘事項がないことを確認し、その監査報告書を受領していること。
- (3) 運用資産の状況等、本投資法人に関する重要な事項については、本投資法人の役員会において報告を受ける等、内部管理体制の状況及びその有効性について確認していること。
- (4) 資産運用会社では、投資家保護の観点から情報を適時・適切に開示するためのディスクロージャーに関する規定等の社内体制が構築されており、適切な情報開示が実施されていること。

以 上